

第四次北区特別支援教育推進計画

～全ての学校における特別支援教育の充実を目指して～

令和5年3月

北区教育委員会



目次

第四次北区特別支援教育推進計画



第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景 1
- 2 国等の特別支援教育に関する動向 1
- 3 計画の目的 3
- 4 計画の位置付け 4
- 5 計画の期間 4

第2章 北区の特別支援教育の現状と課題

- 1 特別支援教育の現状 5
- 2 「第三次北区特別支援教育推進計画」の成果と課題 7

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 11
- 2 取組の方向 11
- 3 計画の体系「第四次北区特別支援教育推進計画」の施策展開 12

第4章 施策の展開

インクルーシブ教育システムの構築に向けた北区の特別支援教育 14

I 多様な教育的ニーズに応じた指導の充実

取組の方向1 特別支援教育の校内支援体制の充実

- 重点施策1 校内委員会の充実 16
- 重点施策2 学校・園における相談機能、アセスメント機能の充実 . . . 16
- 重点施策3 特別支援教室、通級指導学級と在籍校との連携体制の構築・
交流及び共同学習の充実 18

取組の方向2 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上

- 重点施策4 全ての教員の特別支援教育理解と指導方法の改善 21
- 重点施策5 合理的配慮の提供に関する理解、研修の充実 21
- 重点施策6 特別支援学級教員等の専門性の向上 22

II 全ての子どもが生き生きと学ぶ環境の整備・充実

取組の方向3 多様な教育的ニーズに即した環境の整備・充実

- 重点施策 7 特別支援学級（知的、自閉症・情緒障害）等の整備・充実 ・25
- 重点施策 8 医療的ケア児への支援の充実 ・26
- 重点施策 9 特別な配慮を必要とする児童・生徒の支援の体制、環境整備 ・26

取組の方向4 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

- 重点施策 10 ICT を活用した教育の充実 ・29
- 重点施策 11 安全確保に向けた防災教育等の推進 ・29

III 共生社会の実現に向けた、家庭や地域との連携

取組の方向5 継続した相談・支援体制の構築

- 重点施策 12 つながりを大切にした支援 ・31
- 重点施策 13 就学相談、就学後の支援の充実 ・32
- 重点施策 14 相談事業の充実 ・32

取組の方向6 地域や関係機関と連携した支援体制の推進

- 重点施策 15 理解啓発事業の充実 ・35
- 重点施策 16 学齢期以降の関係機関との連携強化 ・36
- 重点施策 17 子どもの居場所との連携 ・36

<参考>

- ・用語解説 ・40
- ・第四次北区特別支援教育推進計画の検討経過 ・44
- ・第四次北区特別支援教育推進計画検討委員会設置要綱 ・45
- ・第四次北区特別支援教育推進計画検討委員会委員名簿 ・46
- ・第四次北区特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱 ・47
- ・第四次北区特別支援教育推進計画策定委員会委員名簿 ・48

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

北区では、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な教育や指導を行っていく「特別支援教育」の考え方にに基づき、幼児・児童・生徒一人ひとりのもつ能力や可能性を最大限に伸ばす教育の推進を目指し、平成19年3月に「北区特別支援教育推進計画」を策定しました。その後、計画を引き継ぐために平成25年3月に「第二次北区特別支援教育推進計画」、平成30年3月に「第三次北区特別支援教育推進計画」を策定し、小・中学校における特別支援教育を総合的かつ計画的に推進してきました。

第三次計画では、「Ⅰ 個に応じた教育の推進」、「Ⅱ 障害のある子もない子もいきいきと学ぶ環境の整備」、「Ⅲ 就学前早期からの一貫した支援体制の強化」を柱とし特別支援教育体制の整備と充実を図ってきました。

この間、平成29年3月には、文部科学省から「幼稚園教育要領」、「小学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領」の改訂が告示され、それぞれ平成30年度、令和2年度、令和3年度に施行されました。

特別支援教育をめぐる環境の変化の中、北区では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムの構築に向け、「第四次北区特別支援教育推進計画」を策定し、特別支援教育の充実を図っていきます。

2 国等の特別支援教育に関する動向

(1) 児童の権利に関する条約

平成6年4月、国は「児童の権利に関する条約」に批准、同年5月に発効しました。この条約は、世界の多くの児童（児童については18歳未満のすべての者と定義。）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものです。

本条約の発効を契機として、更に一層、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人ひとりを大切に教育が行われることが求められています。

(2) 障害者の権利に関する条約の締結

平成 19 年 9 月、国は「障害者権利条約」に署名し、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等の国内法の整備を進め、平成 26 年 1 月に批准しました。条約第 2 条では、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することとされています。また、この権利の実現にあたり、障害者が障害を理由に一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等が定められています。

(3) 障害者基本法の改正

障害者権利条約の批准に先立ち、平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正されました。障害者の教育については、第 16 条において「障害者とその年齢及び能力に応じ、かつ、児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る必要な施策を講じなければならない。」と規定されています。

(4) 障害者差別解消法の制定

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とし、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる障害者差別解消法）」が平成 28 年 4 月に制定されました。この法律は、「障害者の権利に関する条約」を締結するための国内法整備の一環として制定され、障害者基本法第 4 条に規定される「差別の禁止」を具体化するものです。

(5) 発達障害者支援法の改正

発達障害者の支援の一層の充実を図るため、平成 28 年 5 月に改正されました。この改正では、切れ目なく発達障害のある方の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、第 8 条において国及び地方公共団体は、「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」することや、「個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うこと」等が新たに規定されました。

(6) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行

令和 3 年 9 月に医療的ケア児支援法が施行されました。同法の基本理念として、医療的ケア児が医療的ケアを必要としない幼児・児童・生徒と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に医療的ケアに係る支援が行われ得るなど、社会全体で

支えることが示されました。

(7) 中央教育審議会による『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」(答申)

国は、中央教育審議会に「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問し、令和3年1月に答申を受けました。この答申では、「新時代の特別支援教育の在り方について」の基本的な考え方として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進することとしています。

(8) 東京都特別支援教育推進計画(第二期)の策定

東京都教育委員会は、平成15年3月に国が示した「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」や平成16年6月の障害者基本法の改正等を受け、これからの東京都における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする総合的な計画として、平成16年11月に「東京都特別支援教育推進計画」を策定しました。

平成29年2月に策定された、「東京都特別支援教育推進計画(第二期)」は、「障害の種類や程度にかかわらず、より一層社会に参加・貢献できる人材の育成」を基本理念としています。

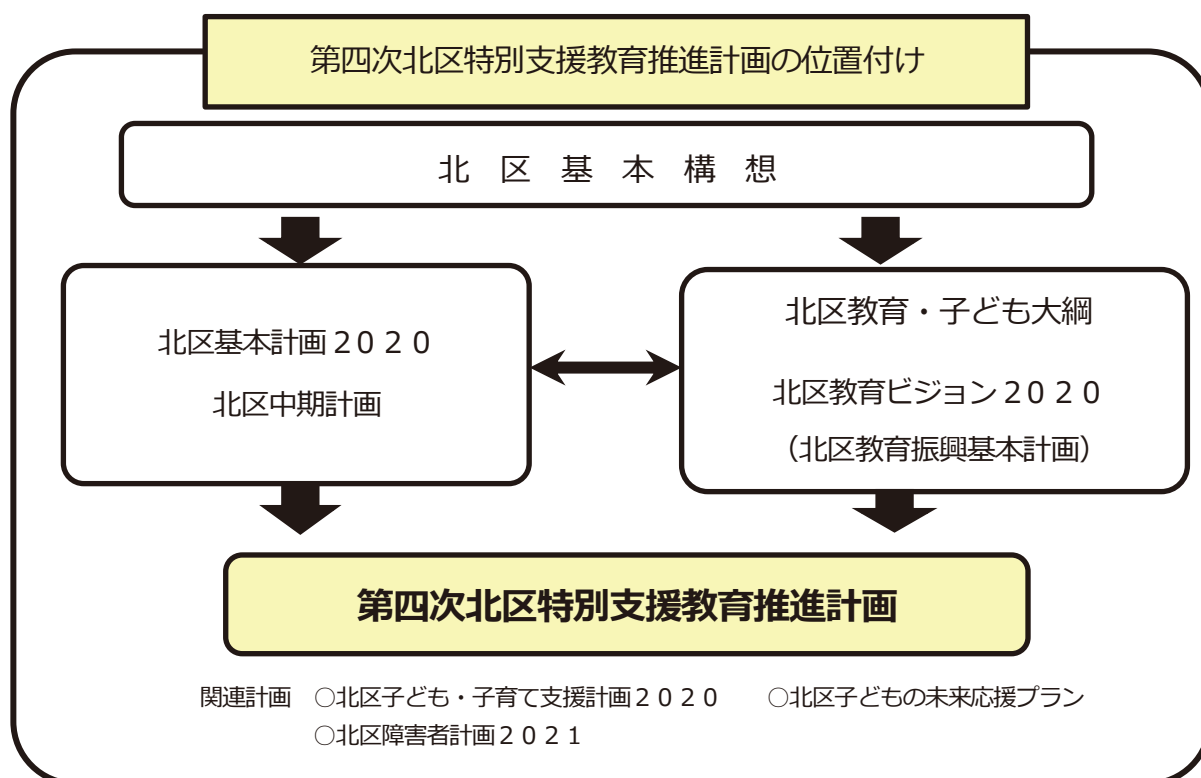
この基本理念の実現に向け、令和4年3月には、「東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画～共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進～」を策定しました。

3 計画の目的

本計画は、北区の特別支援教育の推進体制の更なる整備とともに、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導及び必要な支援を行うなど、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育の一層の充実を図っていくことを目的とします。

4 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「学校教育法の一部を改正する法律」を根拠とする「特別支援教育の推進について（通知）」（19 文科初第 125 号）に基づいて、北区における特別支援教育の展望を明らかにするものです。
- (2) 本計画は、平成 30 年 3 月に策定した「第三次北区特別支援教育推進計画」の終了に伴い、令和 5 年度以降の計画について見直し、策定を図るものです。
- (3) 本計画は、「北区教育ビジョン 2020」の「教育先進都市・北区」の教育目標を実現するための 3 つの柱のうち、「I 学びの基礎をつくる」の「取組の方向 5 共に学び合い、共に成長する力を育てる」を実現するための施策として位置付けます。



5 計画の期間

本計画の期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。

ただし、この間に関連計画の改定が行われる場合や、特別支援教育をめぐる状況が変化した場合は、必要に応じて改定を行います。

第2章 北区の特別支援教育の現状と課題

1 特別支援教育の現状

近年、区立幼稚園、認定こども園、小・中学校に在籍する特別な支援が必要な幼児、児童・生徒は増加傾向にあります。

- ・北区における特別支援学級の設置状況は、〔表1〕のとおりです。
- ・特別支援学級、通級指導（特別支援教室含む）の児童・生徒数の年度別推移は、〔表2〕のとおりです。

特別支援教室の巡回指導は、平成24年度から東京都特別支援教室モデル事業の指定を受け、小学校の情緒障害等学級の通級指導を、教員が特別支援教室での巡回指導を行うシステムに移行し、平成28年度には、全ての区立小学校に特別支援教室を設置しました。また、令和元年度には、全ての区立中学校に特別支援教室の設置し、対象児童・生徒が在籍校において支援を受けることができるようになりました。

〔表1〕特別支援学級の設置状況（令和4年5月1日現在）

学級種別	障害種別	学校種別等	学級数	児童・生徒数（人）
固定学級	知的障害	小学校（10校）	34	230
		中学校（6校）	17	122
	自閉症・情緒障害	小学校（1校）	2	10
		中学校（1校）	2	10
通級指導学級	難聴	小学校（3校）	2	8
	言語障害	（難聴併設は2校）	13	195
特別支援教室	情緒障害等	小学校（全校）		614
		中学校（全校）		172
合計			70	1,361

令和2年4月に王子小学校 自閉症・情緒障害特別支援学級開設

令和3年4月に王子桜中学校 自閉症・情緒障害特別支援学級開設

〔表2〕 特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級の児童・生徒数の年度別推移

(各年度5月1日現在)

種 別 年 度	小学校(人)							中学校(人)				
	固定		通級			合計	全児童数	固定		通級	合計	全生徒数
	知的障害	自閉症・情緒障害	難聴	言語障害	情緒障害等 ※			知的障害	自閉症・情緒障害	情緒障害等 ※		
平成18	88		7	138	36	269	11,342	50		30	80	4,405
19	90		10	165	34	299	11,508	59		24	83	4,368
20	111		9	178	37	335	11,805	55		21	76	4,309
21	115		9	210	51	385	11,599	63		28	91	4,333
22	128		11	220	56	415	11,721	67		24	91	4,495
23	126		8	217	71	422	11,635	82		29	111	4,628
24	125		9	215	92	441	11,534	74		41	115	4,604
25	138		9	223	121	491	11,581	68		49	117	4,586
26	132		10	232	169	543	11,573	71		64	135	4,604
27	139		10	233	255	637	11,653	86		70	156	4,606
28	153		10	251	354	768	11,792	90		69	159	4,565
29	168		9	257	440	874	12,063	95		80	175	4,505
30	184		11	218	531	944	12,324	91		92	183	4,429
令和元	187		7	202	584	980	12,613	104		134	238	4,405
2	216	12	7	204	573	1012	13,020	109		151	260	4,360
3	231	11	9	184	533	968	13,315	124	6	159	289	4,536
4	230	10	8	195	614	1057	13,675	122	10	172	304	4,594

※特別支援教室は、平成28年度に全ての区立小学校、令和元年度に全ての区立中学校に設置しました。

2 「第三次北区特別支援教育推進計画」の成果と課題

「第三次北区特別支援教育推進計画」（平成30年度～令和4年度）では、北区の特別支援教育の推進体制の更なる整備と共に、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導を行うなど、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育の推進を図ってきました。

「第三次北区特別支援教育推進計画」3つの柱

- I 個に応じた教育の推進
- II 障害のある子もいない子もいきいきと学ぶ環境の整備
- III 就学前早期からの一貫した支援体制の強化

<これまでの取組、成果と課題>

I 個に応じた教育の推進

(1) 特別支援教育の充実

- ・校内体制の充実を図るため、区独自の「特別支援教室ガイドライン」に特別支援教育コーディネーターや校内委員会の役割を明記し、特別支援教育コーディネーター研修会の充実を図ってきました。
- ・指導主事、特別支援教育指導員が、「巡回指導・専門家チームの派遣」を実施しました。校内のみで対応が困難なケースについて、医師、学識経験者等と連携し、児童・生徒の障害に応じた効果的な支援方法について助言を行いました。

〔表〕巡回指導・専門家チームの派遣

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
検討・準備	派遣 3回 訪問 3回	派遣 3回 訪問 0回	派遣 0回 訪問 0回	派遣 2回 訪問 1回

(2) 多様な学びの場の整備

- ・令和元年度に、全ての区立中学校に特別支援教室を設置し、巡回指導に移行しました。これにより、全ての区立小・中学校に特別支援教室が設置され、児童・生徒は在籍校で指導を受けられる体制になりました。
- ・特別支援教室の指導対象児童・生徒数は、年々増加傾向にあります。特別支援教室巡回指導教員を対象とした研修を年間5回実施していますが、初めて巡回指導を担当する教員も多く、引き続き専門性の向上が求められています。
- ・令和2年4月に王子小学校、令和3年4月に王子桜中学校に、区内初となる自閉症・情緒障害特別支援学級を設置しました。令和6年には、(仮称)都の北学園に新たに自閉症・情緒障害特別支援学級を開設します。今後も、障害に応じた指導のさら

なる充実や体制の整備に向けて取り組むことが必要になります。

(3) 知的障害特別支援学級（固定学級）における支援の充実

- ・知的障害特別支援学級に在籍する児童・生徒は年々増えている現状にあります。令和2年4月に滝野川第五小学校、令和3年4月に堀船中学校に知的障害特別支援学級を新たに開設しました。さらに、令和5年4月には、飛鳥中学校に同支援学級を開設します。これにより、令和5年4月には、小学校10校、中学校7校が知的障害特別支援学級設置校となります。

また、区内全域を視野に小・中学校における同支援学級の児童・生徒の増加や設置校の地域的な偏在による影響等の課題に対応するため、令和2年8月に「知的障害特別支援学級設置方針検討委員会」を設置し、検討内容を報告しました。

- ・特別支援学級に「交流及び共同学習・小集団学習講師」を配置し、交流及び共同学習の支援、小集団による教科の学習指導の支援を実施しました。

〔表〕交流及び共同学習・小集団学習講師の配置人数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小	24人	27人	32人	36人	32人
中	13人	12人	10人	16人	10人

- ・令和2年度に稲付中学校知的障害特別支援学級において、東京都立特別支援学校のセンター的機能を活用した「特別支援学級の専門性向上事業」を実施し、生徒の実態を把握するための「アセスメントシート」を開発しました。本事業の取組及び成果については、特別支援学級主任連絡会にて区立学校の特別支援学級に共有しました。

(4) 就学前機関（幼稚園・認定こども園・保育園・療育機関）における支援

- ・9月に開催されている「子育てセミナー」において、区民向けに就学前相談等の情報を提供することができました。
- ・「子育てセミナー」に参加できない保護者に対して、ホームページ等を活用するなどして周知を図る必要があります。

(5) 学校や教職員への支援

- ・年度当初に実施する特別支援教育コーディネーター研修会にて、コーディネーターの役割を周知するとともに、区独自に作成している「特別支援教室ガイドライン」にも役割を明確に示しました。

特別支援教育コーディネーターの役割が増加していることから、複数配置とする必要があります。

〔表〕特別支援教育コーディネーターの複数配置校

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小	全35校中16校 (45.7%)	全35校中18校 (51.4%)	全35校中26校 (74.2%)	全35校中25校 (71.4%)	全34校中30校 (88.2%)
中	全12校中9校 (75%)	全12校中8校 (66.7%)	全12校中8校 (66.7%)	全12校中10校 (83.3%)	全12校中10校 (83.3%)

- ・特別支援教育コーディネーター研修会を年6回開催し、学校内の関係者との連絡調整、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び（連携型）個別指導計画の作成、活用等をテーマとしました。
- ・合理的配慮の提供の具体例について、「北区の特別支援教育」等のリーフレットに記載し、教職員、保護者に周知しました。今後は、合理的配慮に関する研修を実施し、教員の理解を深めることが必要です。

Ⅱ 障害のある子どもないきいきと学ぶ環境の整備

（6）理解啓発事業の充実

- ・北区の特別支援教育推進資料として「北区の特別支援教育」のリーフレットを令和元年度以降毎年発行し、教職員、保護者へ配布しました。
- ・社会福祉協議会と連携し、疑似体験や障害者による講話などを行う「福祉教育プログラム」を区立小学校で実施し、共生社会に向けた多様な障害に関する理解につなげました。

（7）教育相談体制の充実

- ・教育相談、就学相談、スクールカウンセラー事業、スクールソーシャルワーカー事業、いじめ110番、不登校支援、適応指導教室などケースに応じて連携を図り、複雑、多様化する相談への迅速・的確な対応に努めました。
- ・区費スクールカウンセラーを増員して13名配置し、各サブファミリーを担当しています。また、スクールソーシャルワーカーは、令和4年度に1名増員し、6名体制としました。2つのサブファミリーを1名のスクールソーシャルワーカーが担当し、必要な支援が継続できるよう体制を強化しています。

（8）特別な配慮を必要とする子どもへの支援

- ・肢体不自由等の障害がある児童・生徒に対し、介助員を配置して、学校生活を支援しています。介助員委託事業所に対しては、学校での支援がスムーズに行えるように連絡を密にし、対応方法や介助方法の工夫等、情報共有を図っています。

〔表〕 介助員配置件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小	3件	4件	4件	4件	4件
中	6件	6件	4件	0件	2件

(9) つながりを大切にした支援

- ・王子特別支援学校と十条富士見中学校・十条小学校・滝野川第二小学校、北特別支援学校と滝野川もみじ小学校・滝野川紅葉中学校で学校間交流を実施しています。しかし、令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症により直接の交流活動が困難になり、実施方法の工夫が必要になりました。

(10) 子どもの居場所との連携

- ・放課後子ども総合プラン「わくわく☆ひろばスタッフ研修会」の発達障害の理解に関する内容では、教育総合相談センター職員を研修講師として派遣しています。

(11) 大学・民間機関との連携

- ・心理学を学ぶ大学生に関して、大学との情報交換を行い、心理実習の受け入れを行っています。
- ・心理学を学ぶ学生が、区立小・中学校において児童・生徒の授業支援等、学生ボランティアとして活動に取り組んでいます。学生ボランティアは、年間を通して、通常の学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級において児童・生徒の支援等を行っています。

Ⅲ 就学前早期からの一貫した支援体制の強化

(12) 適切な就学の推進

- ・年間6回の就学支援委員会を開催し、就学相談を受けた児童・生徒の学びの場を本人や保護者の意向を尊重しながら、総合的に判断しています。
- ・令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一斉相談（小集団活動）を中止しましたが、令和4年度は実施方法を工夫し、再開しました。

(13) 就学後のフォローアップ

- ・就学相談を受けて就学、転学した児童に対し、学校からの要望を受けて就学先訪問を実施しました。
- ・継続した訪問の流れを学校に示し、就学後のフォローアップが適切に実施できる

ようにしていく必要があります。

(14) 自立・社会参加を見据えた支援・連携

- ・区立中学校では、職場体験を実施し、キャリア教育の充実を図りました。
- ・中学校の知的障害特別支援学級を対象とした進路講演会を毎年9月に実施しています。進路講演会では、特別支援学校高等部や企業、福祉関係部署の話聞く機会とし、保護者への情報提供も行っています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念は、「北区特別支援教育推進計画」、「第二次、第三次北区特別支援教育推進計画」を踏襲しつつ、共生社会の実現や北区の教育目標を踏まえたものとします。

北区教育ビジョン 2020

取組の方向5 共に学び共に成長する力を育てる

- ・一人ひとりに応じた多様な学びの場の支援・指導の充実
- ・インクルーシブ教育システムの構築を目指した特別支援教育の推進

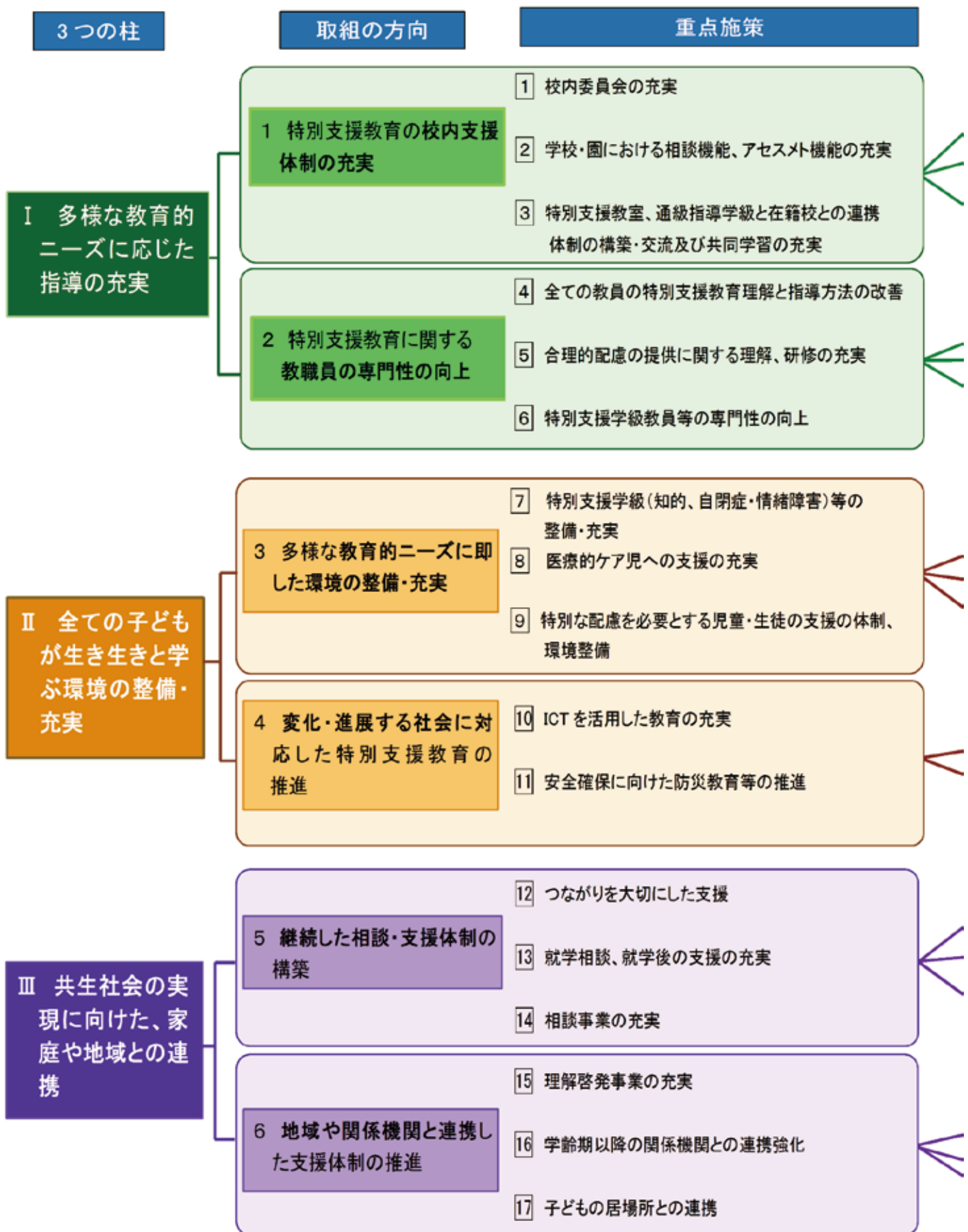
2 取組の方向

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、第三次北区特別支援教育推進計画の見直しを図り、新たに以下の3点を柱とします。

3つの柱

- I 多様な教育的ニーズに応じた指導の充実
- II 全ての子どもが生き生きと学ぶ環境の整備・充実
- III 共生社会の実現に向けた、家庭や地域との連携

3 計画の体系 「第四次北区特別支援教育推進計画」の施策展開



◆新規事業

個別事業

- (1) 全校・園への校内委員会運営方法等の情報提供
- (2) 特別支援教育コーディネーターの複数配置・役割の明確化

- (3) スクールカウンセラー事業の充実
- (4) (連携型)個別指導計画、学校生活支援シートの活用
- (5) 専門家チームの派遣、言語障害・難聴通級指導学級によるアセスメント支援
- (6) 特別支援学校のセンター的機能の活用

- ◆(7) 特別支援教室における支援方法の活用
- ◆(8) 言語障害・難聴通級指導学級と在籍小学校及び中学校との連携の在り方に関する調査・研究
- (9) 交流及び共同学習の充実

- (10) 職層に応じた研修体系の整備
- (11) 特別支援教育コーディネーター研修の充実

- ◆(12) 合理的配慮に関する研修の実施
- (13) ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業の推進

- (14) 特別支援学級、巡回指導、通級指導担当教員の専門性向上のための研修の充実
- ◆(15) 特別支援学級、巡回指導の指導内容、方法の充実
- ◆(16) 特別支援教育アドバイザー(仮称)による支援

- ◆(17) 特別支援学級(知的、自閉症・情緒障害)の整備・充実、中学校における難聴児への支援
- (18) 知的障害特別支援学級設置校の検討・見直し

- ◆(19) 医療的ケア児への支援の充実

- ◆(20) 障害のある外国人児童・生徒への支援
- (21) 介助員制度の活用
- (22) 副籍交流

- ◆(23) ICTを活用した教育の充実、環境整備

- ◆(24) 安全確保に向けた防災教育等の推進
- ◆(25) 新しい日常における感染症対策等の徹底

- (26) 就学前から社会生活まで将来を見通した「サポートファイルさくら」の活用の推進
- (27) 切れ目ない支援を受けられる早期からの相談体制の整備
- (28) 北区学校ファミリーにおける就学や進学時の円滑な支援の移行

- ◆(29) 保護者への情報提供・助言の充実(就学支援シート、就学支援ファイルの作成・活用)
- (30) 就学・転学後の継続支援

- (31) スクールソーシャルワーカー事業の充実
- (32) 特別支援学校のセンター的機能の活用(再掲)
- (33) 交流教育の推進・充実、副籍交流

- (34) 区ホームページ、リーフレット等による理解啓発
- (35) 就学相談ガイダンスの配布、啓発リーフレットの発行

- (36) 一貫した指導・支援の充実に向けた関係機関との連携強化(学齢期以降の関係機関との連携)

- (37) 放課後子ども総合プラン、子どもセンター、放課後等デイサービス等との連携

第4章 施策の展開

インクルーシブ教育システムの構築に向けた北区の特別支援教育

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、北区の目指す特別支援教育を推進するために連続性のある「乳幼児期から社会参加期まで切れ目のない支援」と「義務教育期の多様な学びの場の提供」の実現を目指し、柱Ⅰから柱Ⅲまでの施策を展開します。

「乳幼児期から社会参加期まで切れ目のない支援」として、就学支援シートや学校生活支援シート、サポートファイルさくら等の作成・活用を継続し、就学や転学、進学、自立・社会参加を見据え、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を進めます。

「義務教育期の多様な学びの場の提供」として、特別支援教室における巡回指導の充実、副籍交流や交流及び共同学習等を進め、子どものニーズに応じたきめ細やかな学びの場を提供することに努めます。

そして、学校を中心として、教育、医療、心理、保健、福祉、労働等の専門家や教育委員会の各部署が連携を深め、インクルーシブ教育システムを具現化するために、北区の特別支援教育を着実に進めていきます。

【インクルーシブ教育システムの構築に向けた北区の特別支援教育】



I 多様な教育的ニーズに応じた指導の充実

取組の方向1 特別支援教育の校内支援体制の充実

重点施策1 校内委員会の充実

個別事業（具体的な取組）

（1）全校・園への校内委員会運営方法等の情報提供

各学校・園における校内委員会の運営方法等について、全ての学校に情報提供するとともに、特別支援教育コーディネーターの専門性を高め、各学校における校内支援体制の充実を図ります。

（2）特別支援教育コーディネーターの複数配置・役割の明確化

原則、特別支援教育コーディネーターは複数配置とし、特別支援教室専門員等との役割の違いを明確にするために、「特別支援教室ガイドライン」に明記するとともに研修会においても周知していきます。

校内体制の充実につながるよう特別支援教育コーディネーター研修会において、コーディネーターの役割を確認するとともに、他校の取組について共有を図ります。

また、全ての小・中学校においては特別支援教育コーディネーターを複数配置となるよう進めていきます。

重点施策2 学校・園における相談機能、アセスメント機能の充実

個別事業（具体的な取組）

（3）スクールカウンセラー事業の充実

各学校、園において相談機能を充実していくとともに、一人ひとりの学習面・生活面の困難さや状況を適切に把握するため、北区スクールカウンセラーは教員と連携しながら、アセスメント機能の充実を図ります。

学校におけるチーム支援の一員として、心理士の専門性、児童・生徒理解や他機関との連携等の力を高めるために研修の充実を図るほか、教育相談員等が学校訪問し、指導・助言を行います。

現在、北区スクールカウンセラーは学校ファミリーを基本として配置していますが、今後は、発達に関わる相談が増加していることから、広域を担当する北区スクールカウ

ンセラーの配置・拡充、役割の明確化など、相談体制の充実を図ります。

(4) (連携型) 個別指導計画・学校生活支援シートの活用

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒、特別支援教室や通級による指導を利用している児童・生徒については、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）、及び個別指導計画、連携型個別指導計画を作成し、活用することが求められています。

学校生活支援シート（個別の教育支援計画）や個別指導計画、連携型個別指導計画に基づく指導と支援の充実を図る上では、校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制づくりを進めるほか、全ての教員がこれらの計画について正しい理解と認識を深めていくことが重要になります。

支援や配慮の必要性がある児童・生徒について、教育的ニーズや支援の方法を把握し、学校と保護者が共有した上で、指導や支援が進められるよう学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画、連携型個別指導計画の作成、効果的な活用を進めます。

(5) 専門家チームの派遣、言語障害、難聴通級指導学級によるアセスメント支援

ア 専門家チームの派遣

特別支援教育指導員、アドバイザー、教員及び心理士、医師などの専門家と連携して、児童・生徒の障害の状態の適切な把握や、障害に応じた適切な支援内容、方法について効果的な助言や支援を行います。

イ 言語障害・難聴通級指導学級によるアセスメント支援

言語障害・難聴通級指導学級教員の専門性を生かし、小学校低学年の読み書き等に関するアセスメントについて、通級指導学級教員が在籍校を訪問し、担任へ助言を行い支援します。アセスメントを活用し、早期の支援に適切につなげていきます。

(6) 特別支援学校のセンター的機能の活用

都立特別支援学校は、幼稚園、認定こども園、保育園、小・中学校、教育委員会からの要請に基づく巡回相談や研修会への講師派遣、医療的ケアに関する支援、副籍等による交流及び共同学習等、様々な形でセンター的機能を発揮しています。

これらのセンター的機能を学校・園が活用できるよう、特別支援学校の案内を配布し、特別支援教育コーディネーター研修会や特別支援学級主任会等で周知します。

センター的機能を活用し、小・中学校への助言や通常の学級に在籍する視覚障害、聴覚障害のある児童・生徒への支援を推進します。

重点施策③ 特別支援教室、通級指導学級と在籍校との連携体制の構築・交流及び共同学習の充実

個別事業（具体的な取組）

（7）特別支援教室における支援方法の活用

新規

小・中学校においては、児童・生徒一人ひとりの障害に起因する困難さのつまずきを把握し、特別支援教室において適切な指導目標を設定し、児童・生徒の困難さの改善・軽減に取り組んでいます。

巡回指導教員が指導の際に活用している教材や配慮について、「指導事例・教材集」を作成して、全ての教員が活用し、自校で取り組むことができるようにします。「指導事例・教材集」を電子化し、全ての教員がいつでも活用できるようにしていきます。

通常の学級においても学級全体で取り組むことができるソーシャルスキルトレーニングやビジョントレーニングといった自立活動の視点を取り入れた指導・支援方法を巡回指導教員が巡回校に例示するほか、特別支援教育コーディネーター研修会で実践例を紹介するなど、全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上につなげます。

特別支援教室巡回拠点には、「巡回拠点付講師」を配置し、巡回指導教員と連携し巡回指導対象の児童・生徒の在籍学級における観察、支援等を行います。

さらに、近隣の大学との連携を図り、心理学や教職を専攻している学生が、学生ボランティアとして活動することで、児童・生徒のさらなる支援につながるようにしていきます。

（8）言語障害・難聴通級指導学級と在籍小学校及び中学校との連携の在り方に関する調査・研究

新規

ア 言語障害・難聴通級指導学級と通級児童の在籍校との連携

言語障害・難聴通級指導学級は、指導内容等について在籍校へ定期的な報告を行っていますが、通級という形態のため、在籍学級での対象児童・生徒の様子を観察する機会が少ない現状があります。

言語障害・難聴通級指導学級の在籍校における観察や巡回指導の在り方について調査・研究に取り組みます。

イ 難聴通級指導学級と中学校との連携

中学校においても難聴の生徒に対し、継続した適切な支援や配慮・周囲の理解が必要です。

難聴通級指導学級等の専門性を積極的に活用するとともに、多様なコミュニケーションの手段について周囲の生徒や教職員、保護者等への理解啓発を図るた

めの配慮を継続していきます。

また、小学校において難聴の通級指導を受けていた児童については、区立中学校への進学後、北区講師が定期的に中学校を訪問し、対象生徒の心理面への配慮、中学校での支援や教員への助言を行うなど、小学校における指導を継続していく支援体制を構築していきます。

(9) 交流及び共同学習の充実

障害のある児童・生徒と通常の学級の児童・生徒との相互理解を一層深めるため、様々な研修会や特別支援学級担当教員の連絡会等で、交流及び共同学習の内容や計画、実践例を紹介し、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の充実を図ります。

特別支援学級に「交流及び共同学習・小集団学習講師」を配置し、特別支援学級在籍児童・生徒の支援・補助等を行い、交流及び共同学習の実施体制を整備します。

また、特別支援学級設置校での交流及び共同学習の充実のため、指導主事等による継続的な指導・助言を行います。

年次計画

取組の方向 1 特別支援教育の校内支援体制の充実

重点	個別事業	具体的な取組	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	
充実 1 校内委員会の	(1) 全校・園への校内委員会運営方法等の情報提供		推進					
	(2) 特別支援教育コーディネーターの複数配置・役割の明確化	複数配置	推進					
アセスメント機能の充実 2 学校・園における相談機能、	(3) スクールカウンセラー事業の充実	拡充(広域、不登校、担当の配置)	検討	拡充				
	(4) (連携型) 個別指導計画、学校生活支援シートを活用	支援レベル2~3の児童・生徒について作成・活用	推進					
	(5) 専門家チームの派遣、言語障害・難聴通級指導学級によるアセスメント支援		推進					
	(6) 特別支援学校のセンター的機能の活用	研修での周知視覚・聴覚障害のある児童・生徒への支援	推進					
連携体制の構築・交流及び共同学習の充実 3 特別支援教室、通級指導学級と在籍校との	(7) 特別支援教室における支援方法の活用	巡回指導「指導事例・教材集」 新規	作成	活用				
	(8) 言語障害・難聴通級指導学級と在籍小学校及び中学校との連携の在り方に関する調査・研究	調査・研究結果の報告 新規	調査・研究				評価	実施
	(9) 交流及び共同学習の充実	実践例の紹介	充実					

取組の方向2 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上

重点施策4 全ての教員の特別支援教育理解と指導方法の改善

個別事業（具体的な取組）

(10) 職層に応じた研修体系の整備

全ての学校において特別支援教育を充実させるためには、全ての教員が特別支援教育に関する理解を深める必要があります。職層研修や経験年数に応じた研修において、特別支援教育に関する様々な研修を展開しています。

今後も、計画的に実施するとともに、特別支援教育に係る研修内容のさらなる充実を図っていきます。

(11) 特別支援教育コーディネーター研修の充実

特別支援教育コーディネーターは、校内体制の整備・充実を図る上で重要な役割を果たします。

特別支援教育コーディネーターに指名された教員が、学校内の特別支援教育を推進する中心的な役割を果たすことができるよう特別支援教育コーディネーター研修の充実を図ります。

動画配信の研修の実施のほか、特別支援教育コーディネーターが選択できる内容（ベーシック、アドバンス）を取り入れるほか、集合研修では、経験が様々なグループで自校の取組を紹介し合うなど実施形態の工夫をしていきます。

重点施策5 合理的配慮の提供に関する理解、研修の充実

個別事業（具体的な取組）

(12) 合理的配慮に関する研修の実施 新規

ア 合理的配慮提供事例集の作成（教職員用）

全ての学びの場で、障害のある児童・生徒等の能力等を最大限に伸ばしていくためには、児童・生徒等や保護者等の申出に応じて、合理的配慮の提供を適切に行う必要があります。

このため、日々の学校生活の中で配慮すべき事項や、学校生活全般における対応の具体例等を提示する「合理的配慮提供事例集」を作成し、学校現場における合理的配慮が適切に行われるよう支援します。

イ 研修の実施

幼児、児童生徒一人ひとりに求められる合理的配慮に関する研修を実施し、合理的配慮の提供を促進します。

(13) ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業の推進

全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業になるように、特別支援教育指導員やアドバイザーによる授業観察及び指導・助言を行います。

また、特別支援教室巡回指導で活用している教材、実践事例を全ての教員がいつでも見ることができるようデータを共有し、通常の学級におけるユニバーサルデザインの視点に基づいた授業を推進します。

巡回指導教員と通常の学級担任との連携による授業改善の事例紹介を行うなど、授業のユニバーサルデザイン化に取り組みます。

重点施策⑥ 特別支援学級教員等の専門性の向上

(14) 特別支援学級、巡回指導、通級指導担当教員の専門性向上のための研修の充実

特別支援学級教員、巡回指導教員、通級指導学級教員の研修内容の充実を図り、専門性の向上につなげていきます。

医療機関や専門性をもつ外部人材と連携し、状況に応じたコミュニケーションに関することや身体の動きに関することなど自立活動の指導につながる研修を実施し、通常の学級の授業等に対して特別支援教育の視点から助言することができる力を育成していきます。

(15) 特別支援学級、巡回指導の指導内容、方法の充実 新規

ア 知的障害特別支援学級

●「学習支援アセスメント（特別支援学校版）（仮称）」の活用

特別支援学級に在籍する知的障害のある児童・生徒が、望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力を身に付けられるようにすることが大切です。

そのため、教科別の指導の充実を図るほか、必要に応じて設けている「各教科等を合わせた指導」においても、より効果的な指導ができるようにする必要があります。

そこで、「各教科等を合わせた指導」を行う際の基となる各教科等の内容の明確化や各教科等に合わせることで効果的な指導方法を研究します。

また、都立特別支援学校が作成する「学習支援アセスメント（特別支援学校版）」

（仮称）」を活用し、児童・生徒の実態に応じた指導内容の選定、指導計画、教員間や保護者との共通の方針の下で指導につなげていきます。

●体育・健康に関する指導

体育・健康に関する指導を児童又は生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努める必要があります。体力の向上に関する指導、心身の健康の保持増進に関する指導については、教科等の時間のもとより自立活動などにおいても、それぞれの特性に応じて適切に取り組んでいきます。

イ 巡回指導

自閉症・情緒障害特別支援学級、言語障害・難聴通級指導学級、日本語学級との合同研修を実施し、それぞれの専門性を生かしながら支援の充実につなげていきます。

(16) 特別支援教育アドバイザー（仮称）による支援 新規

巡回指導の対象児童・生徒数に応じて巡回拠点の教員配置人数は異なります。また、巡回指導教員は、担当している児童・生徒に対して個別指導の形態を主として授業を実施しているため、他の巡回指導教員の授業を参観することや指導を受ける機会に差が生じる場合があります。

そこで、発達障害教育の専門性が高い「特別支援教育アドバイザー（仮称）」を設置し、特別支援教室及び自閉症・情緒障害特別支援学級における自立活動の指導について、指導・助言等をしていきます。

年次計画

取組の方向2 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上

重点	個別事業	具体的な取組	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
4 全ての教員の特別支援教育理解と指導方法の改善	(10) 職層に応じた研修体系の整備		充実	→			
	(11) 特別支援教育コーディネーター研修の充実	コーディネーターの調整力の向上	充実	→			
5 合理的配慮の提供に関する理解、研修の充実	(12) 合理的配慮に関する研修の実施	事例集の作成 研修の実施	実施	→			
	(13) ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業の推進		推進	→			
6 特別支援学級教員等の専門性の向上	(14) 特別支援学級、巡回指導、通級指導担当教員の専門性向上のための研修の充実	外部と連携した研修の実施	推進・ 充実	→			
	(15) 特別支援学級、巡回指導の指導内容、方法の充実	「学習支援アセスメント（特別支援学校版）」の活用		「学習支援アセスメント」の配布	活用	→	
		自閉症・情緒障害特別支援学級教員と巡回指導教員の指導方法の共有	実施	→			
(16) 特別支援教育アドバイザー（仮称）による支援	特別支援教育アドバイザー（仮称）の設置	検討	検討	設置	→		

Ⅱ 全ての子どもが生き生きと学ぶ環境の整備・充実

取組の方向3 多様な教育的ニーズに即した環境の整備・充実

重点施策7 特別支援学級（知的、自閉症・情緒障害）等の整備・充実

個別事業（具体的な取組）

(17) 特別支援学級（知的、自閉症・情緒障害）の整備・充実、中学校における 難聴児への支援

新規

ア 自閉症・情緒障害特別支援学級の整備・指導の充実

令和6年4月に設置する（仮称）都の北学園の自閉症・情緒障害特別支援学級においては、すでに設置している王子小学校、王子桜中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の指導方法を生かし、指導の充実を図ります。

● 専門家を活用した自立活動の充実

自閉症・情緒障害特別支援学級の自立活動において、専門的な知見に基づき児童・生徒等の障害の程度や状態に適切に対応した指導を実施できるよう、専門家を招き授業観察や研修を実施します。

● 指導方法の充実

特別支援教室の指導により児童・生徒の困難さの軽減につながった事例などをまとめた「指導事例・教材集」を自閉症・情緒障害特別支援学級の指導においても活用します。

● 関係機関との連携

医療、福祉との連携を図り、保護者や児童・生徒の同意を得ながら、関係者の授業参観やケース会議を実施します。

イ 特別支援学級の支援を担う人材の配置

● 交流及び共同学習・小集団学習講師の配置（再掲）

特別支援学級に「交流及び共同学習・小集団学習講師」を配置し、特別支援学級在籍児童・生徒の支援・補助等を行います。

ウ 中学校における難聴児への支援

小学校において難聴の通級指導を受けていた児童については、区立中学校進学後は、北区講師が定期的に中学校を訪問し、在籍学級での支援や教員への助言を行います。

(18) 知的障害特別支援学級設置校の検討・見直し

令和5年、北区では、知的障害特別支援学級を小学校10校、中学校7校設置していますが、知的障害特別支援学級に在籍する児童・生徒は、年々増加している状況にあります。

児童・生徒数の増加の状況や地域偏在を踏まえ、知的障害特別支援学級の設置について検討していきます。

重点施策8 医療的ケア児への支援の充実

個別事業（具体的な取組）

(19) 医療的ケア児への支援の充実 新規

医療的ケアが必要な児童・生徒が安心して学校で学ぶことができ、また、保護者にも安心・安全への理解が得られるよう、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図ります。

医療的ケアが必要な児童・生徒が在籍する際には、事前に教育委員会、医師、学校管理職、担任、養護教諭、保護者、配置される看護師で校内体制について共通理解を図ります。

小学校等における医療的ケアへの対応の在り方などを示したガイドラインを作成し、総括的な管理体制を構築します。

また、東京都医療的ケア児支援センターとの連携を図りながら、支援の充実につなげていきます。

重点施策9 特別な配慮を必要とする児童・生徒の支援の体制、環境整備

個別事業（具体的な取組）

(20) 障害のある外国人児童・生徒への支援 新規

障害のある外国人児童・生徒への対応については、関係機関が連携し、適切な支援にあたる必要があります。

日本語学級と言語障害・難聴通級指導学級、巡回指導教員の合同研修を実施し、障害に応じた支援につなげます。

また、日本語の習得が十分ではない特別支援学級在籍の外国人児童・生徒に、日本語指導員を派遣します。

スクールソーシャルワーカーによる日本語学級設置校訪問の際には、対象児童・生徒及び家庭への支援につながる外部資源について情報提供します。

(21) 介助員制度の活用

北区では、区立の小・中学校に在籍する肢体不自由等の障害のある児童・生徒に対し、主に着替えや排泄等に関わる身の回りの介助や移動の補助を行う介助員を配置し、学校生活を支援しています。

児童・生徒の自立支援を図るため、今後も介助員制度を活用し、介助内容の質の向上に努めます。

(22) 副籍交流

副籍校の行事予定などを副籍校から特別支援学校へ適宜、情報提供していくとともに、特別支援教育コーディネーター研修会において特別支援学校と副籍校の特別支援学校コーディネーター間の情報交換の機会を確保します。

また、「副籍ガイドブック」、「副籍交流事例&アイデア集」(東京都教育委員会作成)を参考にし、交流の充実を図ります。

間接交流については、GIGAスクール構想による一人1台端末を活用したオンラインの交流など柔軟な形態での交流活動も実施し、実践例を特別支援教育コーディネーター研修会などで紹介します。

平成19年度から、都立特別支援学校小・中学部に在籍する児童・生徒のうち、希望者を対象とする副籍制度が開始。平成27年度の入学生からは、原則全員が副籍をもつこととなっています。

年次計画

取組の方向3 多様な教育的ニーズに即した環境の整備・充実

重点	個別事業	具体的な取組	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	
7 特別支援学級（知的、 自閉症・情緒障害） 等の整備・充実	(17) 特別支援学級（知的、 自閉症・情緒障害）の 整備・充実、中学校に おける難聴児への支 援	自閉症・情緒障害 学級 自立活動 の研修等	実施	→				
		交流及び共同学 習・小集団学習講 師の配置	実施	→				
		難聴通級終了後 の中学校訪問に よる支援（北区講 師）	検討	実施	→			
	(18) 知的障害特別支援学級設置校の検討・ 見直し	検討	→					
8 医療的ケア児への 支援の充実	(19) 医療的ケア児への支援 の充実	ガイドラインの 作成	作成	活用	→			
		東京都医療的ケ ア児支援センタ ーとの連携	実施	→				
9 特別な配慮を必要とする児童・生徒の支援の体制、 環境整備	(20) 障害のある外国人児 童・生徒への支援	日本語学級合同 研修	実施	→				
		特別支援学級へ の日本語指導員 の派遣	調査	実施	→			
		SSW による設置 校への外部資源 リストの提供	作成 実施	→				
	(21) 介助員制度の活用	実施	→					
(22) 副籍交流	実施	→						

取組の方向4 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

重点施策 10 ICT を活用した教育の充実

個別事業（具体的な取組）

(23) ICT を活用した教育の充実、環境整備

新規

障害等に伴う学びにくさは、多様かつ個人差が大きく、障害のない児童・生徒等以上に個別的な対応が必要です。ICT を活用した教育活動の一層の充実を推進し、障害のある児童・生徒の可能性を最大限に引き出していきます。

障害種別ごとに、一人1台端末等のICT機器と教科学習や自立活動等の指導場面で様々な形で効果的に活用することを推進します。

巡回指導教員が作成する「指導事例・教材集」にも、ICT機器を活用した指導方法について取り上げ、各校での指導・支援において活用できるようにします。

また、ICT機器を活用した知的障害特別支援学級における指導の公開や、通常の学級でも取り入れる必要がある支援ソフトの使い方の事例を普及していきます。（合理的配慮の事例集への掲載）

重点施策 11 安全確保に向けた防災教育等の推進

(24) 安全確保に向けた防災教育等の推進

新規

特別支援学級では、「防災ノート～災害と安全～」、「東京マイ・タイムライン等」を活用した防災教育を確実に実施するとともに、深刻な被害をもたらす災害等を想定し、災害に関する学習や避難訓練を行います。

(25) 新しい日常における感染症対策等の徹底

新規

特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級は、通常の学級と同様に北区のガイドラインを踏まえた感染症対策に基づき、指導を実施します。

個別指導が中心になる特別支援教室、通級指導では、透明の亚克力板、サーキュレーター、共有して使用する教材の消毒等、感染症対策を徹底し、安心・安全な指導を確保していきます。また、難聴通級指導学級等においては、指導内容によって教員の表情が見えやすい透明マスク等の活用を進めます。

年次計画

取組の方向 4 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

重点	個別事業	具体的な取組	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
10 ICTを活用した教育の充実	(23) ICT を活用した教育の充実、環境整備 新規	巡回指導「指導事例・教材集」 デジタル活用事例含む (再掲)	推進	→			
11 安全確保に向けた防災教育等の推進	(24) 安全確保に向けた防災教育等の推進 新規	防災教育の実施 避難訓練	実施	→			
	(25) 新しい日常における感染症対策等の徹底 新規		実施	→			

Ⅲ 共生社会の実現に向けた、家庭や地域との連携

取組の方向5 継続した相談・支援体制の構築

重点施策 12 つながりをお大切にした支援

個別事業（具体的な取組）

（26）就学前から社会生活まで将来を見通した「サポートファイルさくら」の活用を推進

発達や成長などで悩みや不安、また障害や疾病などがある児童・生徒が一貫した切れ目ない支援を受けるために、「サポートファイルさくら」を配布します。家庭や学校、関係機関との間で情報の共有を円滑にし、適切な支援を受けるためのツールとして「サポートファイルさくら」の活用を促進を図ります。

また、活用法や有効性について、学校、保護者へ周知していきます。

（27）切れ目ない支援を受けられる早期からの相談体制の整備

〈幼稚園・認定こども園・保育園との連携〉

乳幼児期を含め早期から適切な就学に向けて相談を行うためには、幼稚園・認定こども園、保育園等の就学前機関の協力を得て、保護者に十分な情報を提供するとともに、就学前機関の関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることが重要となります。

そのため、就学相談や子どもに関する情報の共有や就学支援シート作成の協力など、様々な機会を捉えて幼稚園・認定こども園や保育園と連携を強化していきます。

また、保護者には「就学前のことば・きこえの相談」の案内、就学時健康診断の際に就学相談の案内を配布し、早期に適切な支援を受けられるよう進めます。

さらに、児童発達支援センター（令和8年度に同一施設となる予定）と連携強化を進め、相談体制の充実を図ります。

（28）北区学校ファミリーにおける就学や進学時の円滑な支援の移行

「サポートファイルさくら」や「就学支援ファイル」、巡回指導対象者の指導記録などを活用し、円滑な支援の移行を図ります。

特別支援学級在籍の小学校第6学年児童は、中学校の特別支援学級の体験・見学を実施しています。

重点施策 13 就学相談、就学後の支援の充実

個別事業（具体的な取組）

(29) 保護者への情報提供・助言の充実

新規

（就学支援シート、就学支援ファイルの作成・活用）

就学相談を進めるにあたっては、本人及び保護者に対して十分な情報提供をした上で、その意見を最大限尊重しつつ、本人及び保護者、教育委員会と学校等が教育的ニーズと必要な支援等について合意形成を行うことが求められます。

そのため、就学する予定の幼児が在籍している幼稚園、認定こども園、保育園、療育機関等の就学前機関との緊密な連携や、保護者への適切な情報提供が必要です。そのため、就学前段階の保護者の早期支援に取り組むとともに、就学相談の流れを動画配信するなど情報発信の強化を図ります。

(30) 就学・転学後の継続支援

就学・転学後においても「継続支援」と判定された児童・生徒については、就学相談員が学校を訪問し、児童・生徒の状況を継続して観察するとともに、課題に応じて特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等に助言を求めるなど、適切な教育環境の提供に努めます。

重点施策 14 相談事業の充実

個別事業（具体的な取組）

(31) スクールソーシャルワーカー事業の充実

困難を抱える家庭の子どもと保護者が孤立することのないよう、福祉の専門性をもつスクールソーシャルワーカー（SSW）について、さらなる活用・充実に取り組みます。

チームとしての学校を構築していくために、スクールソーシャルワーカーの役割を明記した、学校用「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」、保護者用「スクールソーシャルワーカーの案内」を配布し、活用につなげていきます。また、スクールソーシャルワーカー研修の実施を通して、人材育成を進めます。

現在、スクールソーシャルワーカーは、2つのサブファミリーに1名ずつ配置していますが、相談内容が複雑化し、相談件数も増加傾向にあります。

今後、スクールソーシャルワーカーの役割、支援内容について検証を行うとともに、定期的な学校巡回の実施等さらなる相談体制の構築に向けて、事業の拡充を図ります。

(32) 特別支援学校のセンター的機能の活用（再掲）

(33) 交流教育の推進・充実、副籍交流

区内には、都立王子特別支援学校、都立北特別支援学校が設置されており、特別支援学校と 近隣の小・中学校との間で交流教育を進めています。

今後も、特別支援学校で実施している障害者スポーツを通じた交流等を取り入れるなど工夫し、特別支援学校との交流教育の充実を図ります。

年次計画

取組の方向5 継続した相談・支援体制の構築

重点	個別事業	具体的な取組	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
12 つながりを大切に した支援	(26) 就学前から社会生活 まで将来を見通した「サポ ートファイルさくら」の 活用の推進	学校・保護者へ の周知	実施 推進	→			
	(27) 切れ目ない支援を受け られる早期からの相談 体制の整備	就学前相談の案 内	実施 推進	→			
	(28) 北区学校ファミリーに おける就学や進学時の 円滑な支援の移行	就学支援ファイ ルの引き継ぎ 中学校の体験・ 見学	推進	→			
13 就学相談、就学 後の 支援の充実	(29) 保護者への情報提供・助 言の充実（就学支援シー ト、就学支援ファイルの 作成・活用） 新規	就学相談につい ての情報発信 （動画等）	実施	→			
	(30) 就学・転学後の継続支援	就学相談担当の 学校訪問	実施方 法の周 知	実施	→		
14 相談事業の 充実	(31) スクールソーシャルワ ーカー事業の充実	段階的に拡充	整理・ 検証	充実	→		
	(32) 特別支援学校のセンター的機能の活用 （再掲）		推進	→			
	(33) 交流教育の推進・充実、副籍交流		推進	→			

取組の方向 6 地域や関係機関と連携した支援体制の推進

重点施策 15 理解啓発事業の充実

個別事業（具体的な取組）

(34) 区ホームページ、リーフレット等による理解啓発

●保護者・区民への理解啓発

保護者、区民向けに、「北区の特別支援教育」、「就学相談・転学相談案内」等のリーフレットやチラシを配布し、理解啓発に努めます。

また、各学校・園の保護者会や「学校・園だより」等からも、保護者に特別支援教育の理解啓発について継続的に取り組みます。

●通常の学級の教員の発達障害に関する理解啓発

発達障害の可能性のある幼児・児童・生徒は、通常の学級を含めて全ての学校、学級に在籍していると考えられることを踏まえ、全ての教員の発達障害に関する理解や基本的な知識など、その資質をより高めることができる取組の充実が必要です。

年次研修や特別支援教育コーディネーター研修会、生活指導主任会等で発達障害に関する基本的な知識や支援の在り方について取り上げていきます。

(35) 就学相談ガイダンスの配布、啓発リーフレットの発行

一人ひとりの適切な就学に向けて、就学や特別支援教育に関する多様な情報を保護者に提供していくため、就学相談の際に保護者に配布している「就学相談ガイダンス」をさらに充実させるとともに、ホームページなどを活用して広く情報提供に努めます。

また、就学時健康診断で保護者へ配布するリーフレットを作成し、理解啓発に取り組みます。

重点施策 16 学齢期以降の関係機関との連携強化

個別事業（具体的な取組）

(36) 一貫した指導・支援の充実に向けた関係機関との連携強化（学齢期以降の関係機関との連携）

障害のある児童・生徒の自立と社会参加を進めるためには、自立に向けた生活習慣や基礎的な学力を養うとともに、児童・生徒が役割をもち、家族や社会の一員としての自覚を高める機会を意図的に設定するなど、学校と家庭が協力してキャリア教育を推進することが大切です。

そのため、特別支援学校が有している職業教育や進路指導等の専門的な知識を活用し、将来に向けてのキャリア教育を推進します。

また、進路講演会では、障害者団体や関係機関等から講師を招き、進学及び一般就労や福祉的就労など必要な知識や情報を提供し、保護者への理解促進に努めます。

学校卒業後も、生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう児童・生徒、保護者へ情報提供を行います。

重点施策 17 子どもの居場所との連携

個別事業（具体的な取組）

(37) 放課後子ども総合プラン、子どもセンター、放課後等デイサービス等との連携

放課後における子どもの居場所提供事業者等に対しても、発達に課題のある子どもの特性を理解した指導や、子どもの特性も様々であることを踏まえ、柔軟かつ適切な指導や支援が行われるよう研修等の場を通じて連携を深めていきます。

年次計画

取組の方向6 地域や関係機関と連携した支援体制の推進

重点	個別事業	具体的な取組	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
15 業の充実 理解啓発事	(34) 区ホームページ、リーフレット等による理解啓発	理解啓発リーフレット等の発行	実施	→			
	(35) 就学相談ガイダンスの配布、啓発リーフレットの発行	就学相談ガイダンスの発行	実施	→			
16 機関との連携強化 学齢期以降の関係	(36) 一貫した指導・支援の充実に向けた関係機関との連携強化（学齢期以降の関係機関との連携）		実施	→			
17 場所との連携 子どもの居	(37) 放課後子ども総合プラン、子どもセンター、放課後等デイサービス等との連携		整備 実施	→			

参 考

用語解説

(あ行)

■インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約では、条文の第24条に「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償かつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」とある。インクルーシブ教育システムとは、この理念に基づく教育制度のこと。

(か行)

■学校生活支援シート（→個別的教育支援計画）

■学校ファミリー

北区立の幼稚園・小学校・中学校で組織する、質の高い教育を実現しようというネットワークのこと。

学校ファミリーの活動は、中学校1校とその通学区域内の複数の小学校、幼稚園からなるサブファミリーを活動単位としている。さらに、サブファミリーを核として、学校・家庭・地域社会の連携協力体制を整備し、北区全体の地域教育力を高め、子どもたちの「育ち」・「学び」について連続性を図ることを目的としている。

■介助員制度

肢体不自由児等（視覚障害・聴覚障害を含む）の障害があり、学校生活における身の回りに関する活動や移動に支援を必要とする児童・生徒に介助員を配置する制度として、北区独自で平成15年度から行っている。

特別支援教育を取り巻く状況の変化を総合的に捉え、教育委員会が認め、委託する介助事業所を通じ、その介助員が対象となる児童・生徒の介助にあたる。

■共生社会

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う我が国が目指すべき社会のこと。

障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる社会のこと

■教育課程

法令に基づき、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動等について、それらの目

標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じて、授業時数との関連において総合的に組織した学校の基本計画

■校内委員会

特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、アセスメント、指導目標・支援内容の設定、学校生活支援シート及び個別指導計画の作成、指導・支援方法の工夫・改善を検討する学校内での委員会。特別支援教育コーディネーターが、校内委員会を企画・連絡調整する。

■交流及び共同学習

形態としては、①特別支援学級の児童・生徒が、通常の学級で授業を受ける。②通常の学級の児童・生徒が、特別支援学級の授業を体験する。③学校行事で同一の場で活動する（運動会等）がある。

■合理的配慮

平成19年9月に「障害者の権利に関する条約」に日本は署名し、平成26年2月に同条約が効力を生ずることとなった。第二十四条では、教育についての権利の実現にあたり、個人に必要とされる合理的配慮が提供されることが定められている。

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、平成28年4月1日から施行された。合理的配慮の提供義務は、この法律の第七条に定められている。

合理的配慮は、障害のある個人に対する個別のニーズに対応する個別の「特別な措置」である。法制度上の「特別な措置」であるため、「特別な措置」や「支援」は請求権行使により、「合理的配慮」となる。請求権の行使の場として、障害のある児童・生徒の場合は、「学校生活支援シート」の活用がのぞまれる。

「合理的配慮」の提供は相対的なものであり、「基礎的環境整備」の状況に依存する。例えば、視覚障害児の場合、通常の学級では、点字・拡大教科書は「合理的配慮」であるが、視覚障害特別支援学校では、通常のサポートであり、特別な対応措置ではない。

■個別指導計画

指導を行うためのきめ細かい計画のこと。

一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

■個別の教育支援計画（→学校生活支援シート）

他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画のこと。

障害のある子ども一人ひとりについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成。作成に当たっては関係機関との連携が必要。また保護者の参画や意見等を聴くことなどが求められる。

東京都ではこれを「学校生活支援シート」と呼んでいる。

（さ行）

■サポートファイル「さくら」

北区が作成したA4版の支援ファイル（水色）のこと。障害や疾病などがある子どもが、就学前から就学、進学、就職、社会生活まで見通して、一貫した切れ目ない支援を受けるために支援内容や提供された資料など、より良い支援を受けるためのツールとして活用することを目的として、保護者が記録・保管する。

区内在住で特別支援学校や特別支援学級在籍の児童・生徒に配布している。記録紙のデータ等は北区HPからダウンロードできる。

■自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）

学校教育法の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分にその効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編成された学級である。自閉症児・情緒障害児を対象とする。

■就学支援シート

子どもの指導や支援において大切にしてきたことや配慮すべきこと、家庭での心配事等を就学先の区立小学校に伝え、学校での指導や支援につなげるためのものである。

学校では、入学前の学級編制時や担任教員がその子の特徴を知る上で活用したり、保護者面談時に活用したりする。

■就学支援ファイル

就学相談に必要な個人情報を一元的に管理するとともに、就学支援委員会で総合的な判断を行うための資料をまとめたもの。このファイルは、保護者の了解のうえ就学先の学校に提供され、児童・生徒のアセスメントや学校生活支援シート・個別指導計画を作成する際に活用される重要な資料。

■就学相談

障害のある児童・生徒が、その障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決定していくために、教育委員会と保護者が行う相談のこと。義務教育段階の相談の実施主体は区市町村教育委員会であるため、都立特別支援学校に就学する場合も区市町村教育委員会における就学相談を経由して都教育委員会に通知される。児童一人一人に最もふさわしい就学先を判断するために、教育学、医学、心理学等の専門家で構成する就学支援委員会を設置している。

■巡回指導

巡回拠点校に在籍する「巡回指導教員」が、担当の学校を巡回し、その学校にいる特別な支援を必要とする児童・生徒に個別の指導を行う「特別支援教室における巡回拠点による指導」のことである。個別の指導の形態は、特別支援教室での取り出し指導が主であるが、在籍学級の中に入り、行動観察、チーム・ティーチングによる指導等も行う。

■巡回心理士

各学校の特別な指導・支援を必要とする児童・生徒について、学習面・生活面の困難を的確に把握し、その困難に対応した専門的な指導・支援を実施するための助言を行うことを目的として、心理士の資格を有する者が、1校あたり年間10回、1回当たり4時間、学校を巡回している。特別支援教室による巡回指導の導入に伴い配置された。

■ソーシャルスキルトレーニング

「相手を理解する」、「自分の思いや考えを適切に伝える」、「人間関係を円滑にする」、「問題を解決する」、「集団行動に参加する」などの社会生活上の基本的な技能を習得するため、ロールプレイングなどの実際の場面を想定した練習を通して身につける指

導や、ストレスマネジメントと呼ばれるストレスへのより良い対応の仕方を学ぶ指導を行う。

(た行)

■チームとしての学校

学校と家庭、地域との連携・協働によって、共に子どもの成長を支えていく体制を作ること。教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。

■特別支援学級

特別支援学級は、「学校教育法」の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級である。都における特別支援学級は、固定制の特別支援学級と通級制の特別支援学級がある。令和5年度、北区では、知的障害特別支援学級（固定学級）は小学校10校・中学校7校にある。また、自閉症・情緒障害特別支援学級は、小学校に1校・中学校1校である。通級制の特別支援学級は、小学校に言語障害通級指導学級3校と難聴通級指導学級2校である。

■特別支援教育

以前は、特殊教育と言われたものだったが、平成19年「学校教育法」の改正により特別支援教育への転換が図られた。それまでは特殊教育制度のもと、「特別な場」（特殊学級や盲・ろう・養護学校）で実施される障害のある子どもの教育を特殊教育としていた。

特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

対象は、特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校・園において実施されるべきものである。

特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人生が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもつ。

■特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校が、地域の幼稚園や小・中学校、高校等における特別支援教育の推進・充実に向けて、各校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。学校教育法第74条では「特別支援学校においては、(略)、幼稚園、小・中学校、高等学校または中等教育諸学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童または生徒の教育に関し必要な助言を行うよう努めるものとする」と規定されている。

■特別支援教育コーディネーター

幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の特別支援教育コーディネーターは、学校内の関係者との連絡調整、ケース会議の開催、学校生活支援シート及び個別指導計画の作成の周知、外部の関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口等を担う。

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターは、エリアの学校に対して、特別支援教育に関する相談を担う。

■特別支援教室

小・中学校に「特別支援教室」を設置し、教員が巡回指導することにより、それまで通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒に対して通級指導学級で行ってきた特別な指導を、在籍校で受けられるようにする仕組み。

各学校に設けられた巡回拠点の教員が指導する教室そのもの及び、通常の学級の児童が別室指導を受ける「特別支援教室における巡回指導」の両方を指す。各学校の特別支援教室には「にっこりルーム」（西浮間小）、「ほっとルーム」（浮間小）、「つながりルーム」（赤羽小）、「さわやか教室」（第四岩淵小）等、児童に親しみやすい名称が付いている。

■特別支援教室専門員

東京都の会計年度任用職員であり、特別支援教室

の時間割管理、児童・生徒の記録の作成・整理、教材作成を担う。「特別支援教室における巡回指導」の導入に伴い配置された。

■中央教育審議会

文部科学省に置かれ、文部科学大臣の諮問に応じて、教育に関する重要事項等を調査審議し、意見を述べる審議会。初等中等教育分科会等五つの分科会を設置している。

(は行)

■発達障害

「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。(発達障害者支援法)

■ビジョントレーニング

眼球を動かす筋肉、眼筋を鍛えることで両目を使って目標物を正確に捉えたり、目からの情報を脳で処理して体を動かす運動機能の向上を図ったりする目的のもの。

■一人1台端末

GIGAスクール構想によって、児童・生徒一人に1台整備されている端末。

北区では、Chromebookを使用。(愛称：きたコン)

■副籍制度

都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍(副籍)を持ち、直接的な交流(小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等)や間接的な交流(学校・学年・学級だよりの交換等)を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度

■放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)

小学校の教室や校庭、体育館等を使い、放課後や土曜日、長期休業中等に開催する。専任の指導員、地域の大人たちに見守られ、子どもたちが安心して過ごせる活動場所や生活の場を提供する。学年を越えた交流を図りながら、家庭学習、復習等の学習活

動、体験学習、校庭遊び、スポーツ等が体験できる。

「放課後子ども教室(一般登録)」「学童クラブ(学童クラブ登録)」がある。

■放課後等デイサービス

障害のある、または、発達に特性のある児童・生徒の放課後の活動を通じた集団生活訓練のための福祉サービス。児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画に基づいて、自立支援と日常生活の充実のための活動などを行う。

制度の位置づけとしては、放課後等デイサービスは平成24年4月に児童福祉法に位置づけられた福祉サービスであり、従来は未就学児と就学児がともに通うサービスだったが、平成24年の児童福祉法改正によって、未就学児のための「児童発達支援」と就学児のための「放課後等デイサービス」に分かれた。

サービス内容は、厚生労働省「放課後等デイサービスガイドライン」によって、ひとりひとりの個別支援計画に基づき、以下の活動を組み合わせて支援を行うことが求められている。

(や行)

■ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業

「より多くの子どもにとって分かりやすい授業」のこと。ユニバーサルデザインの考え方とは、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことであり、こうした考え方を学校の授業にも取り入れようとするものである。例えば、あらかじめ当日の授業の流れや段取りを伝えることや、板書やプリントで大事な部分を色分けすることなどは、発達障害の児童・生徒にとって分かりやすく、集中して授業に参加できるようになるだけでなく、より多くの児童・生徒にとって有効である。

第四次北区特別支援教育推進計画の検討経過

	会 議 (日時)	議 事
検討委員会 第四次北区特別支援教育推進計画	第1回 令和3年12月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会設置要綱と計画の趣旨及び予定について ○検討委員会の公開について ○第三次北区特別支援教育推進計画の現状と進捗状況について ○特別支援教育をめぐる国・東京都の動きについて ○東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第二次計画(素案)
	第2回 令和4年2月4日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○計画の体系骨子案についての説明 ○計画の体系骨子案についての協議
	区立幼稚園長、子ども園長、 小・中学校長アンケート	○計画の体系骨子案について
第四次北区特別支援教育推進計画 策定委員会	第1回 令和4年5月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○会議の公開について ○策定委員会設置趣旨及び予定 ○第三次北区特別支援教育推進計画の進捗状況について ○第四次北区特別支援教育推進計画の体系骨子(案)について ○第四次北区特別支援教育推進計画の体系骨子(案)に関する校園長アンケートについて ○第四次北区特別支援教育推進計画の具体的なイメージ(案)について
	第2回 令和4年7月22日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○委員からの意見について ○第四次北区特別支援教育推進計画(案)の項目ごとの協議
	第3回 令和4年8月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○委員からの意見について ○子ども子育て会議での意見について ○中間のまとめ 第四次北区特別支援教育推進計画(案)について ○パブリックコメントの実施について
	第4回 令和4年11月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの実施結果について ○第四次北区特別支援教育推進計画策定について

第四次東京都北区特別支援教育推進計画 検討委員会設置要綱

令和3年10月12日
3北教教セ第1363号決裁

(目的)

第1条 北区における特別支援教育推進計画の策定に向けて、今後の特別支援教育の方向性や課題を検討するため、第四次北区特別支援教育推進計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項につき検討し、北区教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告する。

- (1) 新たな特別支援教育推進体制の構築に関すること。
- (2) 現在の特別支援教育推進体制の見直しに関すること。
- (3) 現在の特別支援教育推進体制の充実にに関すること。
- (4) その他、特別支援教育について検討を要すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者につき、教育委員会が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 知的障害学級設置校代表(校長、教員) 4名以内
- (3) 自閉・情緒障害特別支援学級設置校代表(校長、教員) 4名以内
- (4) 特別支援教室巡回拠点校代表(校長、教員) 4名以内
- (5) 言語障害・難聴学級設置校代表(校長、教員) 2名以内
- (6) 小学校特別支援教育コーディネーター 1名((2)～(5)に掲げる者を除く。)
- (7) 中学校特別支援教育コーディネーター 1名((2)～(5)に掲げる者を除く。)
- (8) 東京都立特別支援学校特別支援教育コーディネーター 1名

- (9) 政策経営部企画課長 1名
- (10) 教育振興部教育政策課長 1名
- (11) 教育振興部教育指導課長 1名
- (12) 子ども未来部児童発達支援センター所長 1名
- (13) その他委員長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、検討委員会が第2条に規定する報告を行ったときに満了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育総合相談センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月12日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、第2条の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。

第四次北区特別支援教育推進計画検討委員会 委員名簿

構成	所属	氏名	役職
学識経験者	東京家政大学家政学部児童教育学科教授	半澤 嘉博	委員長
	東京学芸大学教職大学院教育実践創成講座准教授	増田 謙太郎	副委員長
知的障害学級 設置校代表	北区立滝野川第二小学校長（校長代表）	蓮実 和代	委員
	北区立滝野川第五小学校主任教諭（学級代表）	齋藤 美穂	委員
	北区立浮間中学校主任教諭（学級代表）	蛭町 陽	委員
自閉症・情緒障害 特別支援学級 設置校代表	北区立王子小学校長（校長代表）	戸倉 務	委員
	北区立王子桜中学校長（校長代表）	吉原 健	委員
	北区立王子小学校主任教諭（学級代表）	児島 まゆみ	委員
	北立王子桜中学校主任教諭（学級代表）	坂本 太	委員
特別支援教室 巡回拠点 設置校代表	北区立なでしこ小学校長（校長代表）	原田 英孝	委員
	北区立桐ヶ丘中学校長（校長代表）	綿貫 正人	委員
	北区立滝野川第三小学校主任教諭（巡回代表）	本谷 あゆみ	委員
	北区立桐ヶ丘中学校主任教諭（巡回代表）	寺本 拓郎	委員
言語障害・難聴学級 設置校代表	北区立八幡小学校長（校長代表）	大田 裕子	委員
	北区立王子小学校主任教諭（通級代表）	松村 雅子	委員
特別支援教育 コーディネーター	北区立浮間小学校主任養護教諭	田村 佳子	委員
	北区立滝野川紅葉中学校主任教諭	平瀬 恵理子	委員
	東京都立王子特別支援学校主幹教諭	小野寺 肇	委員
教育委員会	企画課長	倉林 巧	委員
	教育政策課長	松村 誠司	委員
	教育指導課長	畔柳 信之	委員
	子ども家庭支援センター所長	酒井 史子	委員

第四次東京都北区特別支援教育推進計画策定 委員会設置要綱

令和4年2月14日

3北教教セ第2120号決裁

(目的)

第1条 北区における第四次北区特別支援教育推進計画を策定するため、第四次北区特別支援教育推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(分掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項につき検討し、第四次北区特別支援教育推進計画案を策定する。

- (1) 新たな特別支援教育推進体制の構築に関すること。
- (2) 現在の特別支援教育推進体制の見直しに関すること。
- (3) 現在の特別支援教育推進体制の充実にに関すること。
- (4) その他、特別支援教育について検討を要すること。

2 策定委員会は、前項の規定により策定した第四次北区特別支援教育推進計画案を東京都北区教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ報告する。

(組織)

第3条 策定委員会は、教育委員会が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) PTA代表 2名以内
- (3) 障害者団体関係者代表 2名以内
- (4) 北区立小学校長会代表 1名
- (5) 北区立中学校長会代表 1名
- (6) 東京都立特別支援学校代表 1名
- (7) 東京都立特別支援学校特別支援教育コーディネーター 3名以内
- (8) 北区教育委員会事務局教育振興部長 1名
- (9) 北区教育委員会事務局子ども未来部長 1名
- (10) 北区教育委員会事務局教育振興部教育政策課長 1名
- (11) 北区教育委員会事務局教育振興部教育指導課長 1名

(12) 北区教育委員会事務局教育振興部学校支援課長 1名

(13) 北区子ども家庭支援センター所長 1名

(14) その他委員長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、策定委員会が第2条第2項に規定する報告を行ったときに満了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、策定委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育総合相談センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年2月14日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条第2項の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。

第四次北区特別支援教育推進計画策定委員会 委員名簿

構成	所属	氏名	役職
学識経験者	東京家政大学家政学部 児童教育学科教授	半澤 嘉博	委員長
	東京学芸大学教職大学院 教育実践創成講座准教授	増田 謙太郎	副委員長
小学校PTA代表	北区立滝野川第三小学校PTA	遠山 健太	委員
中学校PTA代表	北区立田端中学校PTA	曾川 卓司	委員
障害者団体関係者代表	北区障害者団体連合会理事長	下田 加代子	委員
	たいよう事業所所長	丹野 克哉	委員
小学校長会代表	北区立浮間小学校長	宮崎 史隆	委員
中学校長会代表	北区立滝野川紅葉中学校長	井口 尚明	委員
東京都立特別支援学校代表	東京都立王子特別支援学校長	久保井 礼	委員
東京都立特別支援学校 特別支援教育コーディネーター	東京都立王子特別支援学校 特別支援コーディネーター	鈴木 孝子	委員
	東京都立北特別支援学校 特別支援教育コーディネーター	濱野 治代	委員
教育委員会	教育振興部長	小野村 弘幸	委員
	子ども未来部長	早川 雅子	委員
	教育政策課長	氏 江 章	委員
	学校支援課長	宮島 由香	委員
	教育指導課長	畔柳 信之	委員
	子ども家庭支援センター所長	酒井 史子	委員

<事務局>

教育総合相談センター所長	佐藤 已喜人
教育総合相談センター統括指導主事	清水 みさ
教育総合相談センター課長補佐	堀内 孝郎
教育総合相談センター課長補佐	生源寺 愛子
教育総合相談センター主事	黒須 伸治
教育総合相談センター主事	中野 真那
教育総合相談センター指導主事	細目 忠男
教育総合相談センター教育相談主任	朝比奈 芳美
教育総合相談センター就学相談主任	荒木 康子



City of Kita

「第四次北区特別支援教育推進計画」

令和5年3月発行

編集・発行

東京都北区教育委員会事務局教育総合相談センター

〒114-8546 東京都北区滝野川2-52-10

電話 03 (3908) 1326 FAX 03 (3908) 1327

刊行物登録番号

4-1-045